平成２８年（フ）第１９号
三重県松阪市久保町795番地10
破産者　和田　專三
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２８年（フ）第３９号
三重県松阪市下村町1057番地18、前住所三重県松阪市下村町601番地９
破産者　伊藤　宏美
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１６４号
山梨県甲斐市上芦沢203番地２
破産者　安仲　　裕
1　決定年月日　平成28年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第７１号
長崎県佐世保市原分町62番地１　ヴェルディ大丸205号、前住所兵庫県尼崎市塚口本町３丁目29番25号　ディアコート塚新303
破産者　木原　夏美
1　決定年月日　平成28年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第１９号
岩手県久慈市大川目町第14地割６番地
破産者　大下美代子
1　決定年月日　平成28年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２７年（フ）第７５号
茨城県神栖市横瀬763番地５
破産者　池田寿一郎
1　決定年月日　平成28年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２８年（フ）第１７３号
群馬県前橋市古市町１丁目43番地７　リアナ新前橋アパートメント　301号
破産者　原　　一雄
1　決定年月日　平成28年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第５７０号
さいたま市南区別所６丁目18番５号206
破産者　菅野　光男
1　決定年月日　平成28年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第７３１号
さいたま市中央区下落合６丁目18番17―502号
破産者　落合　　満
1　決定年月日　平成28年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１５６１号
神奈川県藤沢市長後417番地の９
破産者　渡會　美幸
1　決定年月日　平成28年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２９０号
川崎市高津区千年985番地　エントピアＡ101
破産者　大津　直美
1　決定年月日　平成28年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３５９号
川崎市幸区河原町１番地　河原町住宅　１―416
破産者　儀保　喜一
1　決定年月日　平成28年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３６０号
川崎市幸区河原町１番地　河原町住宅　１―416
破産者　儀保　早苗
1　決定年月日　平成28年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１号
福井市江守中町第１号46番地１
破産者　松田　公男
1　決定年月日　平成28年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１２５号
福井県坂井市春江町江留上大和４―４　ビバリーヒルズ218号室、住民票上の住所福井県坂井市春江町江留上第46号64番地
破産者　ＴＭ電工こと　南　　龍雄
1　決定年月日　平成28年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１４２号
福井県鯖江市舟津町３丁目４番９号、開始決定時の住所福井県越前市庄田町第２号９番地の７
破産者　山岸商店こと　山岸　真文
1　決定年月日　平成28年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１６０号
福井市月見３丁目４番３号　ＭＨビル201、旧住所福井市江守中２丁目302番地
破産者　山本　　晃
1　決定年月日　平成28年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１７１号
福井市高木中央１丁目510番地
破産者　渡辺　雅利
1　決定年月日　平成28年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１４号
京都府亀岡市大井町土田１丁目19番16―101号
破産者　西村　義次
1　決定年月日　平成28年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係